

## 仕 様 書

建設局京北・左京山間部土木みどり事務所  
(担当:森口、水澤 電話:852-1819)

件名	(単価契約)令和8年7月分 一般廃棄物及び土砂収集運搬業務
実施場所	京北・左京山間部土木みどり事務所資材倉庫 (京都市右京区京北周山町下台2-1)
予定数量	一般廃棄物 1回 土 砂 3回
契約期間	令和8年7月1日から令和8年7月30日まで
契約条件	<p>1 総則</p> <p>受託者は、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)、労働基準法及び労働安全衛生法等を遵守するとともに本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>2 業務内容</p> <p>京北・左京山間部土木みどり事務所資材倉庫のストックヤードにある一般廃棄物及び土砂の収集運搬業務を行う。</p> <p>(1) 作業条件</p> <p>ア 収集運搬する一般廃棄物及び土砂の積込み作業は、受託者が行うこと。ただし、積込みについては、当事務所所有のホイールローダを使用することも可能である(操作に当たっては、小型車両系建設機械特別教育の資格を要すること。)が、使用に際しては、双方で協議する。</p> <p>イ 収集運搬業務の作業日における作業時間は、8時30分～17時を基本とし、別途協議する。</p> <p>ウ 一般廃棄物及び土砂の収集運搬作業の実施にあたっては、必要に応じて、当事務所担当者への聞き取り、現地確認を行い、4tダンプ車1台、作業員1人を確保すること。</p> <p>エ 受託者は、収集完了後、収集地点を清潔に保つよう心掛けること。</p> <p>オ 受託者は処分場において、搬入された一般廃棄物及び土砂を適正な方法で計量すること。</p> <p>カ 他事業所等や委託事業者が保管している廃棄物等と混載して収集運搬をしないこと(当事務所の廃棄物のみの収集運搬に限る)。</p> <p>キ 受託者は、収集運搬業務の実施にあたり、必要なことについては協議のうえ、京都市(以下「委託者」という)の指示に従うこと。</p> <p>ク 積載重量及び交通法規を遵守すること。</p>

	<p>ケ 搬入先  一般廃棄物 南部クリーンセンター  東北部クリーンセンター</p> <p>土 砂 京都市埋立事業管理事務所</p> <p>コ 搬入の際には、各施設の搬入カードを受け取ってから運搬すること。</p> <p>サ その他これ以外について、必要なことは、双方協議のうえ、委託者の指示に従うこと。</p> <p>(2) 受託者の条件</p> <p>ア 一般廃棄物の収集・運搬については、廃掃法施行規則第二条に基づくこと。</p> <p>イ 使用する車両については、自社所有の営業用とし、速やかに車検証 写しを提出すること(FAX可)。</p> <p>3 履行確認等</p> <p>(1) 受託者は、全ての業務の完了後に、完了届を委託者に提出すること。</p> <p>(2) 受託者の過失等により、京北・左京山間部土木みどり事務所の施設及び車両等に損傷を与えたときは、受託者の責任において原状復旧や損害賠償をすること。</p> <p>(3) 契約解除を行う場合は、委託者・受託者いずれの責に帰するものであっても、受託者は契約解除段階で受入れを行っていた一般廃棄物及び土砂については、その責において適正な処分の履行を行うものとする。</p> <p>(4) 委託者は、処分場及び搬入先に、立会いによる履行の確認を求められることができるものとし、受託者はこれを拒むことはできない。</p> <p>(5) 契約期間は、委託者が受託者の事業所において適正な履行がなされているか、確認のため訪問することができることとする。確認日は、前日までに委託者から受託者に伝達されるものとし、受託者はこれを拒むことができない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに双方で協議すること。</p> <p>(2) 予定日数は過去の実績等によるものであり、大幅な増減が生じても本市は何ら補償しない。</p> <p>(3) 見積書は、一般廃棄物、土砂それぞれの1回当たりの単価(税別)を記載すること。</p>
--	---